

熊本市立幼稚園条例の一部改正について

熊本市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市立幼稚園条例の一部を改正する条例

熊本市立幼稚園条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(これらの額が25,700円を上回る場合にあっては、25,700円)」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第5条を削る。

附則第3項中「(これらの額が25,700円を上回る場合にあっては、25,700円)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条第1項及び附則第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育料について適用する。

3 施行日前に生じた保育料に係る納期及び減免は、なお従前の例による。

(提出理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号）の施行による子ども・子育て支援

法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴い、本市が設置する幼稚園の保育料に係る規定を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。